

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	市民ホール整備事業公募型プロポーザルの状況について	文化政策課
2	史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取扱いについて	文化財課
3	産婦人科医療施設整備費補助事業について	福祉政策課
4	「すこやか健康コーナーおだわら」の開設について	健康づくり課
5	教育委員会制度改革に伴う新「教育長」への移行等について	教育総務課

平成29年 8 月 8 日



市民ホール整備事業公募型プロポーザルの状況について

1 市民ホール整備推進委員会の新委員

氏 名	分 野	所 属 等
大石 時雄	劇場管理・運営	いわき芸術文化交流館 アリオス 支配人

2 要求水準書（案）からの主な変更点等

(1) 大ホール系機能

① 音響性能

残響時間の目標値を明示。

② 舞台設備

吊物機構、音響設備に参考とするリストとシステム図を追加。

(2) 敷地図

敷地内通路（幅員 1.4 m）や裁判所への車両の通路（幅員 5 m）を確保することを明示し、敷地図を追加。

3 募集要項（案）からの主な変更点等

(1) 応募者の参加資格要件

設計企業と工事監理企業における技術者の実績を前職での経歴を含むとし、施工企業のコスト管理主任技術者を建築積算士以上の資格へ変更。

(2) 評価項目

「施工計画提案」と「地域貢献提案」の項目を追加し、公開プレゼンテーションにおける市民意見は、審査の参考とはせず、第 2 回技術提案、設計業務に生かすこととする。

<評価項目及び配点>

変 更 後		変 更 前	
区 分	配 点	区 分	配 点
1 企業体の技術力	8	1 企業体の技術力	16
2 業務計画提案	12	2 業務計画提案	12
3 施設計画提案	62	3 施設計画提案	60
4 施工計画提案	7	/	/
5 コスト管理計画提案	10	4 コスト管理計画提案	12
6 地域貢献提案	1	/	/
合 計	100	合 計	100

(3) 事業者選定スケジュール

1次審査から2次審査までの期間を短縮し、本年12月に優先交渉権者を選定。

(4) 2次審査における最低点

新たに最低点を設定し、これを上回る者が優先交渉権者となる。

4 主なスケジュールについて

日付	事項
7月3日	公募手続の開始
7月26日	質疑書提出期限
8月4日	質疑回答
8月7日から8月31日まで	1次審査用技術提案書受付期間
9月16日	1次審査
9月22日、10月20日	個別対話(コンペティティブダイアログ)
10月14日	シンポジウム
11月1日から11月24日まで	2次審査用技術提案書受付期間
12月(未定)	2次審査

5 質疑について

項目	質問数
募集要項(各様式を含む)	81
要求水準書	74
土地利用・動線計画	12
建築計画	20
構造計画	2
電気設備計画	15
機械設備計画	5
舞台設備計画	3
別途備品・外構工事計画	4
その他	13
その他	12
契約書関連	11
合計	178

## 質 疑 回 答 書

## (1) 公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	1-2	P9 P13	4.(3)- ④-ウ b 4.(5)- ④-ウ b	構造設計主任技術者の資格要件について 募集要項P9-4.(3)-④-ウ構造設計主任技術者-bに「観 客数750席以上の同種又は類似施設の構造分野の設 計に携わった実績があること。」とありますが、 募集要項P13-4.(5)-④-ウ構造工事監理主任技術者-b に「観客数250席以上の同種又は類似施設の構造分野 の設計に携わった実績があること。」とあります。 また、構造工事監理主任技術者は、構造設計主任技術 者と兼務できるものとするともあります。 構造設計主任技術者の資格要件は、 「観客数250席以上の同種又は類似施設の構造分野の 設計に携わった実績があること。」と考えてよろしいです か。	構造工事監理主任技術者が構造設計主任技術者を兼務す る場合は、募集要項P9.4.(3)④ウに記載の構造設計主任技 術者の実績を満たすことが必要となります。
2	1-2	P15 P17	5.(2)- ⑦-※ 1 8.(1)- ④	1次審査用技術提案書について 募集要項P15-5.(2)-⑦-※1「※1.計画コンセプト+プラン 提案書は非公開とする。」とありますが、P17-8.(1)④に 「展示用に公開プレゼンテーションに使用する資料をA1 サイズ-中略-提出すること。」とあります。 「計画コンセプト+プラン提案書(A1用紙片面1枚)」と「展 示用に公開プレゼンテーションに使用する資料(A1サイ ズ)」は、同じ内容のものと考えてよろしいですか。	募集要項P15.5.(2)⑦ア「計画コンセプト+プラン提案書」は非 公開です。一方、募集要項P17.8.(1)④に記載の展示用に公 開プレゼンテーションに使用する資料(A1サイズ)は公開用で すので、募集要項P17.8.(1)②及び③に記載の内容に留意 し、ご準備ください。
3	1-4	P16	5.(2)- ⑦-※ 4	1次審査用技術提案書について 「平面図及び断面図(縮尺1/500)については、別途A3用 紙にて提出すること。」とありますが、様式や枚数の指定 はないと考えてよろしいですか。	平面図は各階1枚、断面図は2枚までとします。なお、平面図 及び断面図に必要とする内容以外の記述はしないでくださ い。
4	1-4	P14	5.(2)- ①-ウ	様式1-3「構成員一覧表」には、設計企業構成員/設計 業務(建築)という欄がございませんが、建築設計主任技 術者として建築設計業務に携わる構成員企業の情報 は、「設計企業構成員/担当業務(建築設計主任技術 者)/設計業務(建築)」というように新たな欄を追加して 記載するという考えでよろしいですか。	お見込みのとおりです。
5	1-2	P14	5.(2)- ①	小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されているこ とが証明できる資料を提出とありますが、資格認定申請 インターネット受付HPより出力した「競争入札参加資格 認定通知書」を添付するでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	1-2	P17	8.(1)- ⑥	「公開プレゼンテーションに参加できる応募者は設計業 務管理技術者を含め3名まで」とありますが、パワーポ イント操作者は3名とは別に1名参加と考えてよろしいで しょうか。	パワーポイント操作者等を含め3名までとしてください。
7	1-2	P14	5.(2)- ②	1次審査時の競争参加資格確認申請書に添付する共同 企業体協定書の価格記載欄は空欄でよろしいでしょ うか?	お見込みのとおりです。
8	1-2	P14	5.(2)- ⑤	配置予定技術者の資格及び実績の経歴欄は別紙の経 歴書添付でよろしいでしょうか?	別紙による場合は、経歴欄に「別紙-〇〇」(〇〇は番号)と記 載し添付してください。なお、添付資料右上に「別紙-〇〇」を 記載してください。
9	1-2	P14	5.(2)- ⑤	コスト管理主任技術者実績の証明は社内書類程度でも よろしいでしょうか?	社内書類程度でも可としますが、可能な限り実績として証明 できる資料をご提示ください。
10	1-1	2	3(3)①	「施工のために必要となる実施設計図」とは、施工図と同 義と解釈して宜しいでしょうか。	工事費算出に必要な実施設計図以外の工事費に影響を 与えない施工のために必要となる実施設計図とお考えくださ い。
11	1-1	6	4(1)⑨	共同企業体の構成員の変更期限について、「1次審査 用技術提案書提出期限まで」とされているが、2次の誤り と解釈して宜しいでしょうか。	1次審査用技術提案書提出期限までです。
12	1-1	9	4(3)②	競争参加資格の認定とは小田原市ホームページの平成 29.30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設 計に掲載されている状態のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	1-1	9	4(3)④ アb、 イb	設計に携わった実績の証明は設計企業の代表者による 従事証明で宜しいでしょうか。	設計企業の代表者による従事証明でも可としますが、可能な 限り実績として証明できる資料をご提示ください。

## 質 疑 回 答 書

## (1) 公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
14	1-1	11	4(4)④ yb	施工に携わった実績の証明は施工企業の代表者による 従事証明で宜しいでしょうか。	施工企業の代表者による従事証明でも可としますが、可能な 限り実績として証明できる資料をご提示ください。
15	1-1	12	4(4)④ yb	積算業務に携わった実績の証明は施工企業の代表者 による従事証明で宜しいでしょうか。	施工企業の代表者による従事証明でも可としますが、可能な 限り実績として証明できる資料をご提示ください。
16	1-1	12	4(5)②	競争参加資格の認定とは小田原市ホームページの平成 29.30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設 計に掲載されている状態のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	1-2	3	3(5)①	別途備品、外構工事各々の上限額をお示し下さい。	各々の上限はありません。
18	1-2	3	3(5)	事業費、設計・監理等に係る費用は、【別添2 リスク分 担表】における発注者、或いは法令、税制等の改正の帰 責事由による場合は、示した上限額を超える場合もある と判断して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	1-2	13	(5)⑦	再委託先を含む主任技術者が所属する事務所(協力事 務所)は平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者 名簿の建築設計に登録されている必要はないと考えて 宜しいでしょうか。	再委託先を含む主任技術者が所属する事務所においても平 成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設 計に登録されている必要があります。
20	1-2	14	5(1)④	1次審査用技術提案書は正1部(写し15部)と記載あり ますが、参加表明書及び競争参加資格確認申請書等も 写しが15部必要でしょうか。	参加表明書及び競争参加資格確認申請書等は、1-4様式集 P2記載の部数をご提出ください。
21	1-2	14	5(2)①	「平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の 建築設計に登録されていることが証明できる資料」とは 具体的にどのような資料でしょうか。	競争入札参加資格認定通知書です。
22	1-2	14	5(2)① ※	かながわ電子入札共同システムにて申請中であることが 証明できる資料とは具体的にどのような資料でしょうか。	申請時、出力される「送付先別提出書類一覧表」等です。
23	1-2	14	5(2)②	共同企業体協定書の写しは押印がないものでも【案】と して提出して宜しいでしょうか。また、2次審査用技術提 案書の提出期限までに、全構成員が押印した協定書の 写しを提出することと記載がありますがその時に【案】より 内容を修正しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、分担業務額及び出資割合以 外は修正しないでください。
24	1-2	14	5(2)④ 及び ⑤	企業の実績及び配置予定技術者の実績の証明におい て、工事の内容が当該要件を満たすことを確認できる資 料として契約書の写し及び平面図の写しの提出に加え、 補完的に現在の運営事業者の施設案内やパンフレット 等でも当該施設の概要証明が可能と考えて宜しいで しょうか。	お見込みのとおりです。
25	1-2	14	5(2)④ ※3	実績確認資料として「平面図等の写し」の提出が求めら れていますが、1階平面図のみでよいでしょうか、それと も各階平面図が必要でしょうか。	各階平面図、立面図等、建物の概要が読み取れる図面をご 提示ください。
26	1-2	15 及び 17	5(2)⑦ ab ※ 2 及び 8(1)②	1次技術提案書においては、「計画プランを用いて、計 画コンセプトを具体的に説明すること」と記載があります。 (p.15)、一方公開プレゼンテーションにおいては、「計画 コンセプトと外観について行なうこと」と記載があります。 (p.17) 公開プレゼンテーションは、計画プランを用いず に行なうという解釈で宜しいでしょうか。	応募者が公開プレゼンテーションにおける「計画コンセプト」 に計画プランを用いることが必要と考える場合は、計画プラン を用いても結構です。
27	1-2	16	5(2)⑦ ab ※4	「別途A3用紙」の枚数制限はございますか。また、提出 部数は何部でしょうか。	平面図は各階1枚、断面図は2枚までとします。なお、平面図 及び断面図に必要とする内容以外の記述はしないでくださ い。提出部数は、募集要項P14.5.(1)④記載の「計画コンセ プト+プラン提案書」と同じです。

## 質 疑 回 答 書

## (1)公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
28	1-2	17	5(2)⑦ イ	個別対話内容書(様式6)について「事業費上限内で要求水準内容を満たす施設計画を実現するため、(中略)の確認事項について、具体的に記載すること。」と記載がありますが、以下のようなVEも考慮した記載事例を「質問」欄に記載すると考えて宜しいでしょうか。 (事例)「要求水準書の〇〇の仕様に対し、当共同企業体は〇〇と解釈・判断し、〇〇をご提案いたしますが、いかがでしょうか。お認め頂けますでしょうか。」	お見込みのとおりです。
29	1-2	17	7(2)②	質疑の回答は小田原市HPに掲載する場合は、質問者の共同企業体名も公表するのでしょうか。	質疑の回答を公開する場合には、質問者の共同企業体名は公表いたしません。
30	1-2	17	8(1)④	展示用A1サイズのボードの内容は、パワーポイントのデータを用いて構成すれば宜しいでしょうか。また、展示用A1サイズのボードの枚数制限はありますか。	お見込みのとおりです。また、展示用A1サイズのボードの枚数は1枚としてください。
31	1-2	17	8(1)⑤	白模型は、発注者が用意する周辺模型に落とし込む形でしょうか、それとも乗せる形でしょうか。前者の場合、敷地形状のテンプレートの配布および落とし込深さの通知をお願いします。また、後者の場合、敷地に相当する台紙の厚みにより、敷地境界線上で段差が生じてしまいますが、どう処理すべきかご教示いただけますか。	白模型は、発注者が用意する周辺模型に落とし込む形としてください。(別紙質疑回答資料1を参照ください。)
32	1-2	17	8(1)⑤	白模型において、外構及び樹木の表現については適宜行ってよいと判断して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、着色はせず白色としてください。
33	1-2	31	5.(1)	提案事業費の妥当性には、価格の定量評価が加味されるのでしょうか。もし、ある場合は定量評価の基準をお示し下さい。	提案事業費総額の高低についての定量評価は行いません。
34	1-2	31	5.(2)	物価上昇時に制度としてはインフレライド条項が適用されると考えて宜しいでしょうか。	第Ⅱ期事業契約締結までの物価変動については、資料2-1小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書(案)第1条4項によります。第Ⅱ期事業契約締結後については、工事請負契約約款第25条によります。
35	1-4	4	2.2)	設計施工実績を示す際に使用する工事写真や工事名称は会社名を類推できるロゴマーク等に該当するのでしょうか。	ご質問の「設計施工実績を示す際に」の資料が、1-4様式集P2.2.1)様式番号2-1~4を示す資料の場合には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の制限はございません。
36	1-4	4	2.2)	文字の大きさについて、10ポイント以上と書かれていますが、募集要項P26.11.3(1)では、10.5ポイント以上となっております。どちらが正でしょうか。	募集要項P26.11.3(1)記載の10.5ポイント以上を正としてください。
37	1-4	様式 1-1他 (共通)		共同企業体名称は「共同企業体協定書」(様式2)第2条に「小田原市市民ホール整備事業〇〇・〇〇共同企業体」と称すると記載があります。様式1-1その他で共同企業体名を記載する箇所が多くありますが、上記のとおり「小田原市市民ホール整備事業」を含めた共同企業体名称を記載すべきでしょうか。	各様式に記載する共同企業体名称は「小田原市市民ホール整備事業」の省略は可です。
38	1-4	様式 1-5他 (共通)		共同企業体の代表者である施工企業と同一企業の一級建築士事務所が設計共同企業体の構成員の役割を担う場合で、その一級建築士事務所登録が東京であり、小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録するにあたり神奈川県に受任地を設定できない場合、設計業務の申請及び契約行為は東京所在地の代表取締役社長名で行うと考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	1-4	様式 1-5他 (共通)		共同企業体の代表者である施工企業と同一企業の一級建築士事務所が設計企業の構成員の役割を担う場合、施工業務については施工企業の代表取締役社長から委任を受けた横浜営業所長が申請から契約行為を行うことは宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 質 疑 回 答 書

## (1) 公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
40	1-4	様式 1-5他 (共 通)		施工企業と同一企業の一級建築士事務所が設計共同企業体の構成員の役割を担う場合で、その一級建築士事務所の所在地が施工企業の所在地と異なる場合(代表取締役社長及びその印は同一)、その一級建築士事務所は、委任状(様式1-5)、共同企業体協定書(様式2)その他の資料に共同企業体の構成員としての記名押印が必要と考えて宜しいでしょうか。	記名押印の必要はありません。
41	1-4	様式2		共同企業体協定書第8条及び9条に基づく協定書の分担業務額については2次審査用技術提案書提出期限までに確定し、全構成員が押印して提出すれば宜しいでしょうか。それまでは金額未記載でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	1-4	様式2		共同企業体協定書第10条に基づく協定書の出資割合については2次審査用技術提案書提出期限までに確定し、全構成員が押印して提出すれば宜しいでしょうか。それまでは割合未記載でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	1-4	様式 2-3		工事監理企業代表構成員の工事監理実績を記載する表に「設計業務期間」を記載する箇所がありますが、「工事監理業務期間」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
44	1-4	様式 3-2		コスト管理主任技術者の積算実績を記載する表に「設計業務期間」を記載する箇所がありますが、不要と考えて宜しいでしょうか。また、「業務従事期間」に配置予定技術者が積算業務を行った期間を記載すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	1-2	4	3.(5) ②	設計・監理等に係る費用の上限額は、告示15号で算出される金額に比べて低いように思われます。設計費の算定根拠をご提示いただくことは可能でしょうか。	対応不可です。
46	1-2	4	3.(5) ②	設計・監理等に係る費用の上限額は、告示15号で算出される金額(約3.0億、税抜き)に比べて低いように思われます。追加予算化して頂くことは可能なのでしょうか。	対応不可です。
47	1-2	4	3.(6)	シンポジウムについて、どのような内容を予定されていますか。過去の事例など含め、具体的にお示し頂けますと幸いです。	小田原市市民ホールの管理運営について行います。
48	1-2	4	3.(6)	敷地内において埋蔵文化財が発見された場合、埋蔵文化財調査実施期間分スケジュールの変更が行われると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	1-2	8	4.(2) ⑥ウb	設計者の決定以後、コーディネーターとの関わり方はどのようになりますでしょうか。	事業終了まで関わっていただく予定です。
50	1-2	9	4. (3). ④ ア、 イ、 ウ、 エ、オ 各b	「類似施設」として、展示場、会議場、集会場、公会堂、観覧場を含めることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
51	1-2	9	4.(3) ④ア、 イ、 ウ、 エ、オ 各b	各設計技術者の実績において、「平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は平成29年度内に完成予定の…」とありますが、完成予定とは設計が完成予定と考えてよろしいでしょうか。	完成予定とは、建物の引渡しが完了する予定とお考えください。
52	1-2	10	4(3) ⑦	ホール設計の特殊性から、音響設計を再委託する予定です。この場合、募集要項で求められている「建築分野での業務を再委託しないこと」に抵触しないでしょうか。	音響設計については、募集要項P10.4(3)⑦記載の「主たる業務分野である建築分野の業務」に該当しないものとお考えください。



## 質 疑 回 答 書

## (1) 公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
53	1-2	10	4(3) ⑦	ホール設計の特殊性から、音響設計を再委託する予定です。この場合、募集要項で求められている「再委託先を含む・・・が、他の応募者の協力事務所になっていないこと」に抵触しない再委託先としなければならないでしょうか？	募集要項のとおりです。
54	1-2	10	4(3) ⑦	ホール設計の特殊性から、劇場コンサルタントを再委託する予定です。この場合、募集要項で求められている「建築分野での業務を再委託しないこと」に抵触しないでしょうか？	劇場コンサルタントについては、募集要項P10.4(3)⑦記載の「主たる業務分野である建築分野の業務」に該当しないものとお考えください。
55	1-2	10	4(3) ⑦	ホール設計の特殊性から、劇場コンサルタントを再委託する予定です。この場合、募集要項で求められている「再委託先を含む・・・が、他の応募者の協力事務所になっていないこと」に抵触しない再委託先としなければならないでしょうか？	募集要項のとおりです。
56	1-2	11	4.(4) ④エ	コスト管理主任技術者の実績業務について、延べ床面積3000㎡以上の公共施設とありますが、用途の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	1-2	14	5.(1) ④	競争参加資格確認書、設計受賞実績および1次審査用技術提案書の提出形式の指定はありますか。例:A4ファイル2穴綴じ、等。	1-4様式集P2をご参照ください。
58	1-2	14	5.(1) ④	計画コンセプト+プラン提案書のみPDFデータが必要と考えてよろしいでしょうか。また、PDFデータはDVDにて提出することでよろしいでしょうか。	計画コンセプト+プラン提案書及び募集要項P16.5.(1)⑦アb計画プランについてもPDFデータをご提出ください。また、PDFデータの提出は、CD-R又はDVD-Rでご提出ください。1-4様式集P1.1.2)「電子データ(CD-R)の提出について」をご参照ください。
59	1-2	15	5.(2) ⑥	各技術者の受賞歴の提出について、各賞における点数の優劣はありますか。	各賞における点数の優劣はございません。
60	1-2	15	5.(1) ⑦	ア.計画コンセプト、b計画プラン i) 平面図のレイアウト上、縮尺:1/500よりも小さいスケール(1/600)に変更することは可能でしょうか。	配置計画図兼1階平面図及び各階平面図の縮尺は、1/500としてください。
61	1-2	17	8.1(1)	第1次プレゼンテーション時に白模型(1/500)の提出がありますが、以下に模型への柱型、軒、パラペット、開口部色付けは不要とあります。模型への作りこみや色付けは行ってもよろしいでしょうか。	模型への作りこみや色付けはしないでください。
62	1-2	17	8.1(1)	第1次プレゼンテーション時に提出する模型については、1/500のもの他に複数個提出してもよろしいでしょうか。	白模型の提出は1/500のものをひとつとしてください。
63	1-2	17	8.1(1)	模型の作成方法について、材料の指定などはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	1-2	17	8.1(1)	第1次プレゼンテーション時に提出したパネルに使用したCGやダイアグラムなどを拡大してパネル化し、プレゼンテーションを行ってもよろしいでしょうか。	1次審査におけるプレゼンテーションは、パワーポイントと白模型により行います。その他の資料(パネル等)を使用したプレゼンテーションは不可です。
65	1-2	17	8.1(1)	模型の提出は、プレゼンテーション時に持ち込みを行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	1-2	17	8.1(1)	2次審査以降でパースや模型などの資料修正は行ってもよろしいでしょうか。	募集要項P19.9.2(3)記載のとおりです。
67	1-2	18	9	コンペティティブダイアログについて、どのような内容の対話を予定されていますか。過去の事例など含め、具体的にお示し頂けますと幸いです。	募集要項P18.9.1記載のとおりです。
68	1-2	19	10	2次審査前に再度質疑を提出することは可能でしょうか。	1次審査通過者には、第2回個別対話内容書を提出することができます。

質 疑 回 答 書

(1)公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
69	1-2	28 32	12. 2.1 12.3 (1)	12.2.「2次審査基準」の1.(1)①統括管理技術者の配点が2点となっており、また、12.3.「審査方法」の(1)(1)配属予定技術者の実績で審査ランクC固定席500席以上の同種施設の係数0.3となっております。そこで審査ランクC固定席500席以上の同種施設実績の者を配属した場合、2次審査100点満点の内、配点2点×係数0.3=0.6点を統括管理技術者について得点を与えられるされるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
70	1-2	28 32	12. 2.1 12.3 (1)	12.2.「2次審査基準」の1.(1)①統括管理技術者の配点が2点となっており、また、12.3.「審査方法」の(1)(1)配属予定技術者の実績で審査ランクB固定席750席以上の同種施設の係数0.6となっております。そこで審査ランクB固定席750席以上の同種施設実績の者を配属した場合、2次審査100点満点の内、配点2点×係数0.6=1.2点を統括管理技術者について得点を与えられるされるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
71	1-2	28 32	12. 2.1 12.3 (1)	12.2.「2次審査基準」の1.(1)①統括管理技術者の配点が2点となっており、また、12.3.「審査方法」の(1)(1)配属予定技術者の実績で審査ランクA固定席1000席以上の同種施設の係数1.0となっております。そこで審査ランクA固定席1000席以上の同種施設実績の者を配属した場合、2次審査100点満点の内、配点2点×係数1.0=2点を統括管理技術者について得点を与えられるされるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
72	1-2	32	12.3 (1)	企業体の技術力審査に関して、配置予定技術者の実績や設計受賞歴に対し、係数が記載されておりますが、これは各技術者の配点(例えば統括管理技術者2.0)に係数をかけて算出するものと考えてよろしいでしょうか。(1000席以上の同種施設の実績があれば2点、500席未満の同種施設の実績しかなければ0点となるということでしょうか)	配置予定技術者の実績については、募集要項P28.12.2.1(1)①～⑥に記載の各技術者の配点に対して、募集要項P32.12.3(1)配置予定技術者の実績に記載の係数を乗じて算出するものです。
73	1-2	28 32	12. 2.1 12.3 (1)	設計受賞歴に関して、下記の要素において得点の優劣があればご教示ください。(施設面積の大小、免震構造の有無、用途が複合か単独か。)	設計受賞歴に関しては、受賞設計の内容によらず有無のみで評価いたします。
74	1-2	33	19	支払い条件について、「第Ⅰ期事業契約に係る費用(前払金を含む。)及び第Ⅱ期事業契約に係る費用(前払金及び部分払金を含む。)	資料2.契約書関連資料をご確認ください。
75	1-2	15	5.(2) ⑦b	第1次審査で市民に公開する馬出門側外観パースは、アイレベルや鳥瞰レベル等、自由な視点によるものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	1-2	17	8.(1) ⑤	第1次審査で提出する白模型は、建物の位置を決めるための「1:500敷地型のベース厚紙」の上に乗せた形で提出すると思えばよろしいでしょうか。また、そのベース厚紙は、簡単な外構等の配置計画が書かれたものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(別紙質疑回答資料1を参照ください。)
77	1-2	3	(4)	事業期間について。今後、働き方改革等による行政からの指導により、労働環境が変化した場合は、止むを得ず提案工期に変動が発生することが考えられます。上記のような、事業者の責によらない要因の場合は、協議等により提案工期の変更が可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

## 質 疑 回 答 書

## (1) 公募型プロポーザル募集要項(各様式を含む)

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
78	1-2	3	(5)	事業費等について。小田原市市民ホール整備事業の事業費の中で、補助金等の受給の予定はございますでしょうか。	国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の活用を予定しております。
79	1-2	3	(5)	事業費等について。BD方式の募集の為、性能と費用を守る必要があります。しかしながら、着工までに時間がある為、提案時の建設資材の主要単価に大きな変動が発生した場合は、コスト調整する為に、提案内容に変更が生じる事が否めません。上記のような、事業者の責によらない要因の場合は、協議等により提案内容の変更が可能と考えてよろしいでしょうか？	第Ⅱ期事業契約締結までの物価変動については、資料2-1小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書(案)第11条4項によります。第Ⅱ期事業契約締結後については、工事請負契約約款第25条によります。
80	1-2	5	(1)-①	設計企業の平成29・30年度小田原市競争入札の参加資格について。設計業務の共同企業体の場合、全社競争入札の参加資格が必要でしょうか。それとも、代表設計企業だけが参加資格を有していれば、他の構成員は参加資格不要と考えてもよいでしょうか。	設計企業の平成29・30年度小田原市競争入札の参加資格については、共同企業体構成員全てに必要となります。
81	1-2	5	(1)-①	上記で全社必要な場合、他市町村の競争入札の資格実績を有している必要がありますか。	必要ありません。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-1 土地利用・動線計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	8	5.	1.共 通	その他「北東の部分は、敷地境界線から5mを敷地内通路とし建物を計画しないこと。」と記載されていますが、この部分を本施設用途以外に使用する際の時間帯や本施設用途で利用する際の制限などをご教示願います。	敷地内通路として車両の通行が出来る状態を確保する必要があります。具体的な使用用途・時間帯等の詳細については設計段階で協議を行うこととなります。 なお、工事中は特に使用制限はありません。
2	1-3 および 3-1	13	Ⅲ 2	8.そ 他	施設整備の基本性能として、「生垣やフェンスなどを設置すること」とあるが、市道2693沿いに関しては、①道路境界位置、②道路境界より1.4mセットバックした位置、③上記①ないしは②のいずれか(提案による)のいずれと考えるか。	②のとおりです。
3	1-3	16	3.1⑤	8.そ 他	「車両アクセス」の車両には自転車も含まれるのでしょうか。	自転車は含みません。
4	3-1		計画 敷地 図	8.そ 他	敷地内通路では、敷地内移動の為に車両の通行は可能と考えて宜しいでしょうか。	市道2693沿いの敷地内通路(幅員1.4m)は、車両の通行は出来ません。敷地北側の敷地内通路(幅員5m)は、車両の通行が可能です。
5	1-3-1	8	2.5	8.そ 他	北東の部分は、敷地境界線から5mを敷地内通路とし建物を計画しないこと、とありますが、通路としての機能を妨げなければ、庇、犬走り等の簡易構造物の計画は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	1-3-1	8	2.5	8.そ 他	市道2693と隣接する敷地は敷地境界線から1.4mを敷地内通路として計画すること、とありますが、1.4mは有効幅とし、電信柱等を考慮する必要がありますでしょうか。上記に関して電信柱の移設または埋設化の必要がある場合は、別途工事と考えてよろしいでしょうか。また、p13 2.施設整備の基本性能にある生垣やフェンスなどの設置は、敷地内通路の敷地側にあるべきものと考えてよろしいでしょうか。	市道2693と隣接する敷地内通路は有効幅員を1.4mとします。 電信柱の移設・埋設等が必要な場合は、別途工事とします。 生垣やフェンスの設置位置については、敷地内通路より敷地内側で計画してください。
7	1-3-1	16	3.1④	1.共 通	西側道路(市道0003)境界より20m程度のオープンスペースの範囲に、にぎわいを醸成するために建物を計画することは可能でしょうか。	不可です。
8	1-3-1	16	3.1④	1.共 通	④オープンスペースには、施設を何も建設出来ないのでしょうか。⑦の車寄せ庇などであれば設置可能でしょうか。	施設の建設は不可です。 車寄せ庇の計画は可能です。
9	1-3-1	16	3.1⑦	1.共 通	観光バス等の一時的な乗降のみ利用できる計画とは、西側道路からオープンスペースに車を導入することを可能とするという意味でしょうか？	オープンスペースに車を導入する場合は、道路管理者と協議となります。
10	1-3-1	16	3.1⑦	1.共 通	観光バス・高齢者・障がい者が、一時的な乗降のみ利用できる計画には、タクシー乗り場、市バス等の乗り入れも入っていると考えるとよいのでしょうか。	タクシーへの一時的な乗降も含みます。市バスの乗り入れは、現時点では予定しておりません。
11	1-3-1	16	3.1⑦	1.共 通	あるいは、⑦観光バス等の一時的な乗降のみ利用できる計画とは、計画地側の歩道部分を切り欠き、縦列駐車のエリアを市側にてご用意いただけるという意味合いでしょうか？	敷地外に市側で用意する予定はありません。一時的な乗降は、敷地内のスペースにて行える計画としてください。
12	1-3-1	16	3.1⑧	1.共 通	駐輪台数の基準はありますか。	現時点ではありません。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-2 建築計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	P18	3.2(6) -③	8.その他	サイン計画について 要求水準書3.2-(6)-③に 「小田原駅から本施設までのルートや、周辺主要道路の 各所における誘導・案内標識について、道路管理者等 関係機関と調整の上設置する。(別途工事)」とありますが、 関係機関との調整及び設計についても別途と理解して よろしいですか。	設計業務については別途とします。計画及びそのための事 前調査は設計業務に含みます。
2	1-3	P39	4.(2) A-15	2.大 ホール 系	規模の40㎡とは、11tトラック1台+待機スペース1台の駐 車スペースを除く面積との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1-3	P43	4.(2) A-22 A-23	2.大 ホール 系	「楽屋は合計で60名以上の収容人員を確保すること」と ありますが、大ホールの小楽屋と中・大楽屋を合わせた 人数と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	1-3	P52	5.(2) B-9	3.小 ホール 系	規模の40㎡とは、11tトラック1台の駐車スペースを除く面 積と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	1-3	P53	5.(2) B-11 B-12	3.小 ホール 系	「楽屋は合計で20名以上の収容人員を確保すること」と ありますが、小ホールの小楽屋と中・大楽屋を合わせた 人数と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	1-3	P57	6.(2) C-1	4.展 示系	「小ホールとオープンロビー等と併せて550㎡以上の展 示面積を確保する」とありますが、面積は壁面積ではな く、床面積と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	1-3	P57	6.(2) C-1	4.展 示系	「小ホールとオープンロビー等と併せて550㎡以上の展 示面積を確保する」とありますが、具体的な利用イメージ がありましたら、ご教示ください。	小田原市民会館で開催されている西相美術展を市民ホール で開催することをイメージしております。
8	1-3	42、43	A-22 A-23	2.大 ホール 系	楽屋収容人数について、小3人程度×3室以上と中・大 12人程度×3室を加えても45人であり、60人に満たな い。小4、中・大4として計画しても宜しいでしょうか。	1部屋の収容人数・室数及び合計人数は、記載の数値以上と してください。
9	1-3	48	(2)B- I ⑫	3.小 ホール 系	「最大300席の設置状態で舞台奥行5.46m(3間)以上」と あるが、ここで言う舞台とは、アクティングエリアではなく 主舞台と解釈して宜しいでしょうか。	最大300席の設置状態で舞台奥行の有効を5.46m(3間)以上 確保してください。
10	1-3-1	17	3.2(4) ①	1.共 通	「外壁および外装は、ホール等の室内外への十分な断 熱・遮音対策を行う」とありますが、諸室内の発生音の大き さは、オーケストラ、ポピュラー音楽などで想定される 最大騒音レベル105dB程度とし、和太鼓、ロックコンサ ート等、特別発生音が大きく、最大騒音レベルが想定でき ないものは除外して考えてよろしいでしょうか。	敷地条件に配慮し、近隣・施設間の関係性を考慮した性能を 確保してください。
11	1-3-1	20	3.3(4)	1.共 通	大ホール・小ホール間の必要遮音性能は、オーケストラ 、ポピュラー音楽などで想定される最大騒音レベル 105dB程度を対象とし、ホールの静謐性能目標値NC-20 (騒音レベル約25dB相当)から、室間音圧レベル差等級 Dr-80~85を目標とすることでよろしいですか。	要求水準書に基づいた計画とし提案してください。
12	1-3-1	33	4.(2)A -2	2.大 ホール 系	多目的室(親子室) NC値の指定はありますでしょうか。	NC-25~30を想定しています。
13	1-3-1	36	4.(2)A -8	2.大 ホール 系	和太鼓演奏が要項には触れられていないようですが、 特に発生音の大きな和太鼓演奏、ハードロック演奏など は、ホールと周辺諸室の実現可能な遮音性能に限界が あるため、一般的な市民ホールと同様に運用で対応い ただくという理解でよろしいでしょうか。	敷地条件に配慮し、近隣・施設間の関係性を考慮した性能を 確保してください。
14	1-3-1	41	4.(2)A -19	2.大 ホール 系	フロントサイド投光室の仕様を満たす計画の場合、客 席の一部に含めてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-2 建築計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
15	1-3-1	48	5. (2)B-1	3.小 ホール系	和太鼓演奏が要項には触れられていないようですが、特に発生音の大きな和太鼓演奏、ハードロック演奏などは、ホールと周辺諸室の実現可能な遮音性能に限界があるため、一般的な市民ホールと同様に運用で対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	敷地条件に配慮し、近隣・施設間の関係性を考慮した性能を確保してください。
16	1-3-1	56	6.(2)C -1	4.展 示系	ギャラリーの室性能がNC-25～30以下とありますが、その一方でギャラリー分割使用時の各区画はNC-40以下とあり整合がとれていません。 廊下の空調騒音がNC-45～40程度とすると、ギャラリーの空調騒音は1～2ランク良いNC-30～35程度が妥当と考えますが、目標性能をご指示ください。	C-1ギャラリーの室性能は、NC-25～30以下とし、分割利用をする際の各区画間の間仕切遮音性能は、設計上における施工時目標値(500Hz)を30～35db程度として計画してください。なお、天井内の遮音垂れ壁の設置及びダクト・配管等の貫通処理も適切に行う計画としてください。
17	1-3-1	57	7.(2) D-1	5.創 造・支 援系	中スタジオの移動式間仕切りによる2分割利用時について、分割後の両空間の遮音の考え方、想定される使用例をご教示ください。	演奏のパート練習、会議やワークショップの開催などを想定しています。分割利用をする際の各区画間の間仕切遮音性能は、設計上における施工時目標値(500Hz)を40～45db程度として計画してください。なお、天井内の遮音垂れ壁の設置及びダクト・配管等の貫通処理も適切に行う計画としてください。
18	1-3-1	57	6(2)C- 1⑦	4.展 示系	展示面積550㎡とは、壁面積と考えてよろしいでしょうか。	床面積とお考えください。
19	1-3-1	58	7. (2)D- 2,3,4	5.創 造・支 援系	小スタジオの録音スタジオ利用時に関して、録音用配線孔を設置とありますが、録音対象はホール系等での公演と考えて宜しいでしょうか。想定される使用例をご教示ください。	7.(2)D-2、3、4⑤に記載の通り、2室を録音スタジオとして使用する際に必要となります。
20	1-3	8	II 5.	8.そ 他	「北東の部分は、施設境界線から5mを敷地内通路とし、建物を計画しないこと」とありますが、車の通行に差し支えない高さ以上の範囲に施設の一部が張り出すことは可能でしょうか。 また、可能である場合、車の通行に差し支えない高さとして、建物下部に、どれくらいの高さを確保すればよろしいでしょうか。	上部において、施設の一部が張り出すことは可能です。その際は、建物下部に5.5m以上の高さを確保してください。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-3 構造計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	56	6.(2)C -1	4.展 示系	展示系機能、各室計画のうち、C-1(室名:ギャラリー)に記載の積載荷重(1,000kg/m <sup>2</sup> )は床設計用の積載荷重と考えると宜しいでしょうか。	積載荷重は1,000kg/m <sup>2</sup> とします。現況に応じて適宜設定してください。
2	1-3	別添3		1.共 通	備考欄に積載荷重が記載されているギャラリー以外の室の積載荷重については、指定値はないと考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ギャラリー以外は、適宜設定してください。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-4 電気設備計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	P22	3.4(2) -( エ)-①	8.そ 他	テレビ電波障害防除設備について 要求水準書3.4-(2)-(エ)-①に 「テレビ電波障害調査を実施し、本事業にともない、近隣 に電波障害が発生した場合は、本事業にてCATV等によ る電波障害対策を行う。」とありますが、 この場合の対策費は、募集要項P3(5)に「記載の事業費 とは別途と考えてよろしいですか。	電波障害調査については、発注者にて事前調査を行って おりますが、必要に応じて受注者にて行うものとし、その費用 は、事業費内の設計費に含まれます。 電波障害対策費は別途です。ただし、工費用仮設等による 電波障害対策費については、事業費に含まれます。
2	1-3	22	3.4(2) 5(キ)	1.共 通	防犯設備について、常時出入りの監視を行う設備とは、 同項10)記載の【警備用監視カメラ設備】と考えて宜しい でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1-3	22	3.4(2) 5(キ)	1.共 通	防犯設備の『その他の防犯設備、監視設備等を適切に 設置する』とは、機械警備(ハッシュセンサー等)を想定して のご提案と考えて宜しいでしょうか。また、設置機器及 び配線は別途工事とし、空配管のみ本工事と考えて宜し いでしょうか。	防犯設備、監視設備等の計画・設計・ルート対応及び空配管 を事業費に含まれます。機器及び配線は別途とします。
4	1-3	22	3.4(2) 5(イ)	1.共 通	携帯電話設備工事は、一般的に事業主と全キャリアが 直接無償契約するケースが一般的のため、中継アンテ ナ電源、空配管・ルート対応を所掌範囲と考えて宜しい でしょうか。	携帯電話設備の計画・設計・ルート対応及び空配管を事業 費に含むこととし、アンテナ設置工事は別途とします。
5	1-3	22	3.4(2) 5(イ)	1.共 通	携帯電話等機能抑制装置は購入とリースの2種類がござ いますが、将来の電波環境や保守保全サービス等に柔 軟に対応できるリース方式前提に電源、空配管・ルート対 応を所掌範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	1-3	22	3.4(2) 5(エ)	1.共 通	テレビ電波障害防除設備において、本事業とは建設工 事期間中を所掌範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	1-3	22	3.4(2) 5(ウ)	1.共 通	テレビ共同受信設備において、配管配線のみ本工事と 考え、機器は別途工事(CATV業者工事)と考えて宜し いでしょうか。	テレビ共同受信設備の計画・設計・ルート対応、配管配線及 びヘッドエンド、分配器、分岐器等の機器類を事業費に含 みます。ただし、CATVの引き込み工事は別途(CATV業者工 事)です。 なお、アンテナ(地上波、BS、CS)設置についても事業費に含 みます。
8	1-3-1	21	3.4. (2)2)	1.共 通	発電機の稼働時間は、官公庁施設の総合耐震基準によ り想定困難な場合とし、10時間としてよろしいでしょうか。 もしくは指定がある場合、稼働時間をご教授ください。	差し支えありません。
9	1-3-1	22	3.4. (2)5)	1.共 通	電話設備の工事区分について、電話交換機、電話機及 び配線は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	全て事業費に含まれます。
10	1-3-1	22	3.4. (2)5)	1.共 通	施設利用者向けのWiFiインターネット環境の整備は座 席人数分とし、利用箇所はホワイエやホール内という想 定でよろしいでしょうか。	利用箇所は全館です。ただし、ホール内は公演中の利用は 不可です。
11	1-3-1	22	3.4. (2)5)	1.共 通	構内情報通信網設備の工事区分について、サーバー、 ハブなどの機器及び配線は別途工事と考えてよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。
12	1-3-1	22	3.4. (2)5)	1.共 通	テレビ電波障害防除設備は、提案時は電波障害調査費 を見込むのみとし、対策工事は別途と考えてよろしいで しょうか。	電波障害調査については、発注者にて事前調査を行って おりますが、必要に応じて受注者にて行うものとし、その費用 は、事業費内の設計費に含まれます。 電波障害対策費は別途です。ただし、工費用仮設等による 電波障害対策費については、事業費に含まれます。
13	1-3	22	Ⅲ3.4 (2)5) (イ)	8.そ 他	携帯電話の全キャリア、全機種について対応可能なアン テナ設置等の対応とあるが、今後の携帯キャリア戦略、 利用電波の変化等の状況を鑑み建設工事に対応するこ とは現実的でないと考える。適切な時期の協議事項とし 別途工事と考えるが宜しいか。携帯電話等機能抑止装 置についても同様に考えるが宜しいか。	携帯電話設備については、計画・設計・ルート対応及び空配 管は事業費に含まれますが、アンテナ設置工事は別途です。 携帯電話等機能抑制装置については、計画・設計・ルート対 応及び空配管は事業費に含まれますが、機器は別途です。



## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-4 電気設備計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
14	1-3	21	Ⅲ3.4 (1) ⑩	8.その 他	建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・転落防止対策を万全に行う、とあるが、左記指針は実施設計完了時点の最新版とし再協議事項と考えて宜しいか。	提案時における建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき実施することとし、全て事業費に含みます。
15	1-3	23	Ⅲ3.4 (3) ③ ⑩	8.その 他	パターン運転との記載があるが、例えば、休館日、開園日等の空調スケジュール運転を設定する等の対応で宜しいか。	パターン運転は、各室の使用状況に応じて、各空調系統に分けたスケジュール運転ができる計画としてください。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-5 機械設備計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	4	3.(1) 2)③	1.共 通	神奈川県の実行場法施行条例を満足する空調換気設備とすると考えて宜しいでしょうか。	所管の神奈川県にご確認ください。
2	1-3	24	3.4(3) 5) (ウ) ④	1.共 通	「トイレの洗面所にハンドドライヤーを備える。」と記載されていますが、全てのトイレが対象でしょうか。範囲をご教示願います。	要求水準書に基づいた計画とし提案してください。
3	1-3	45	A-28 ②	2.大 ホー ル系	アーティストラウンジの給湯設備は、楽屋給湯室と兼用して計画しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	1-3-1	24	3. 4. (3)5)	1.共 通	排水設備の下水道接続の記載がありますが、様式集 様式7-18提案事業費総括表(設備工事)に屋外浄化槽設備の記載があります。公共下水道に接続できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式7-18提案事業費総括表の項目は計画内容に伴い適宜追加・削除して記述してください。
5	1-3-1	25	3. 4. (3)6)	1.共 通	カフェ等に設ける厨房設備はテナント工事とありますが、様式集 様式7-18提案事業費総括表(設備工事)に厨房機器設備の記載があります。別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式7-18提案事業費総括表の項目は計画内容に伴い適宜追加・削除して記述してください。

平成 29 年 8 月 4 日

## 質 疑 回 答 書

### (2) 要求水準書-6 舞台設備計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	33	4.(2) A-1 ⑮	2.大 ホール系	音響シミュレーションの提示は、2次審査用技術提案書において行えば宜しいでしょうか。	2次審査用技術提案書提出時及び履行期間中の必要とされる時期に提示してください。
2	1-3	49	5.(2) B-1 ⑳	3.小 ホール系	音響シミュレーションの提示は、2次審査用技術提案書において行えば宜しいでしょうか。	2次審査用技術提案書提出時及び履行期間中の必要とされる時期に提示してください。
3	1-3	69	(7)5)	1.共 通	舞台機構、舞台照明、舞台音響の専門企業について、「発注者の承認を得る」とあるが、それはいつまででしょうか。	第 I 期事業期間中において、発注者が指定する必要とされる時期までです。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-7 別途備品・外構工事計画

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	P66	10(1) -③	8.その他	野外特設ステージについて「野外特設ステージが容易に設置でき、各種イベントに柔軟に対応できるスペースを計画する。」とありますが、野外特設ステージの規模想定は、P65,10-(1)-①に記載されてる、「前面道路より20mの範囲-中略-オープンスペースとして計画する」のオープンスペース内に納まる規模と考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	1-3	60, 61	8(2)①	6.交流系	交流空間の中に①テーブルや椅子、デジタルサイネージや昇降ボタン、②の展示用設備と公告用設備、③のコンサート用設備、④のコインロッカー、自販機、公衆電話は本体工事に含めずに備品でよろしいでしょうか。	公衆電話は、事業費に含みます。その他は、備品でも差し支えありません。
3	1-3	75	2(2)③	1.共通	<備品>a,b,c,dに示された備品項目の内容及びe,fの設置予定場所を示していただけますでしょうか。	要求水準書P75.2(2)③※1～※4に基づき提案してください。
4	1-3-1	65	3.10 (1)①	8.その他	お堀端通り(市道0003)沿いの全面道路より20m程度の範囲に計画されるオープンスペースについて、にぎわいを醸成するために低層の建物を計画することは可能でしょうか。	不可です。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-8 その他

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
1	1-3	P10	7	8.その他	リスク分担表について 要求水準書P10-7に「本事業を進めていくうえで想定するリスクについては、【別添2】リスク分担表を参照すること。」とありますが、【別添2】リスク分担表については、参考資料と考え、受注者が決定後に発注者と協議の上詳細を決定し、またリスクが生じた際にはリスクの内容について事由等を確認し協議を行った上リスクの分担が決定すると考えてよろしいですか。	リスク分担については、別添2のとおりです。
2	1-3	別添2	10	8.その他	リスク分担表、住民対応リスクについて 「本事業の設計、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応」は受注者の負担となっておりますが、発注者からの指示による設計・建設内容や発注者と受注者の協議により決定した設計・建設内容においても受注者の負担となるのでしょうか。	発注者からの指示による場合は、発注者の負担となります。発注者と受注者の協議による場合は、協議内容によります。
3	1-3	別添2	26	8.その他	リスク分担表、要求水準未達リスクについて 「工事完了後、発注者の検査で要求水準不適合の部分、施工不良部分が発見された場合」は受注者の負担となっておりますが、この場合の要求水準とは、要求水準書P72-(16)要求水準の確認に記載されている要求水準確認書(発注者に承諾を得たもの)と考えてよろしいですか。	要求水準とは、要求水準書及び技術提案書に記載の事項を示すものです。
4	1-3	P74	2.(2)-1)-①	8.その他	基本設計業務について 「①受注者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて、下記の調査業務を行う。 ・地質調査 ・電波障害調査 ・周辺家屋影響調査 とありますが、P83の別表2の<追加業務>に電波障害調査は含まれていますが、他の2件については含まれていません。設計費とは別途発注がなされるという理解でよろしいですか。	地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査は、発注者にて事前調査を行っておりますが、必要に応じて受注者にて行うものとし、その費用は、事業費内の設計費に含みます。
5	1-3	5	3.(2)5)及び6)	1.共通	建築および設備の公共建築の積算基準を適用することだが、営繕積算システムに適合した詳細内訳書の作成が求められていると解釈してよいか？また、その作成業務は、設計企業がこなすのでしょうか。	営繕積算システムに適合した詳細内訳書の作成を求めるものではありません。作成にあたっては、共同企業体にて作成ください。
6	1-3	62	Ⅲ8.(2)E-3	6.交流系	設計時に想定すべき閉館時間、閉館時間、閉館日をお示し頂きたい。	芸術文化創造センター管理運営実施計画P24をご参考ください。
7	1-3	64、65	9.(2)F-5 F-10	7.管理系	清掃員と警備員の予定人数は管理事務室定員の17名程度の中に含まれると考えて宜しいでしょうか。	含まれません。
8	1-3	68	Ⅳ1.(7)1)⑨	1.共通	実施体制図(設計業務)に「施工計画主任技術者」、「コスト監理主任技術者」が記載されているが、〈工事施工業務〉の誤りと考えて宜しいでしょうか。	施工計画及びコスト管理業務が設計業務となるため、〈設計業務〉に記載しております。
9	1-3	—	別添1	1.共通	着工後もなお、実施設計が継続するように描かれているのはなぜでしょうか。『建築工事監理業務委託共通仕様書』(国土交通省)との関係性をお示し頂きたい。	実施設計2は、着工前に完了となります。
10	1-3-1	79	3.(4)12)	8.その他	作業時間 現在、政府が進める建設業界における働き方改革等によって、公共工事について週休2日が推進された場合でも、本件は対象外という理解でよろしいでしょうか？	政府が進める建設業界における働き方改革等によって、公共工事について週休2日が推進された場合には、別途協議とします。
11	1-3-1	79	3.(4)12)	8.その他	作業時間 現在、政府が進める建設業界における働き方改革等によって、公共工事について週休2日が推進され、その指導に従う場合、工期延長等の措置はご対応いただけるのでしょうか？	政府が進める建設業界における働き方改革等によって、公共工事について週休2日が推進され、その指導に従う場合には、別途協議とします。

## 質 疑 回 答 書

## (2) 要求水準書-8 その他

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	機能 番号	質 問	回 答
12	1-3-1	79	3. (4)13)	8.その 他	施工計画 工事車両は計画地南側および東側から出入り可能とい う条件でよろしいでしょうか？	工事車両の出入については提案によります。
13	1-3-1	80	3. (4)15)	8.その 他	解体工事について 本件における解体工事とは、具体的にどのような工事を 想定されておりますか？	資料3-4 地下埋設物関連資料に示す警察署、消防署中央 分署の既存躯体を対象とします。

## 質 疑 回 答 書

## (3) その他

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	1-5	37		「三の丸地区整備イメージ図」について敷地東側、東京電力(株)小田原支社がホール関連将来的整備予定エリアとありますが、計画想定等がございましたらご教示下さい。	現時点では、具体的な整備計画はありませんが、基本計画では、「三の丸地区の整備の方向性をより明確にしていく必要がある」としており、三の丸地区の整備は重要な課題であると考えています。 なお、東京電力(株)小田原支店については、今年度作成する三の丸地区の構想の中で将来的なイメージを示す予定です。 また、小田原箱根商工会議所では、平成の城下町・宿場町構想を作成し、現在、研究会を組織して、構想の実現化を目指しております。
2	1-5	10	3-(3)	「生涯学習センターけやき」や「川東タウンセンターマロニエ」の各ホールの施設概要(図面や設備等)および利用状況についてご教示下さい。	川東タウンセンターマロニエの施設概要については、市HPをご参照ください。生涯学習センターけやきの施設概要については、別紙質疑回答資料2のパンフレットをご参照ください。利用状況については、市HPに掲載されている「施設白書」をご参照ください。
3	3-3	1,2		敷地内を横断する公共下水本管の撤去・盛替は別途工事にて工事着手前に行われると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	3-3	19		インフラ現況図に雨水本管敷設状況図がありませんが、雨水の放流先はどのように考えれば宜しいでしょうか。	道路側溝等へ放流する場合は、道路管理者との協議によります。
5	3-4			地下埋設物関連資料の旧警察署の既存杭および旧消防署地下躯体の撤去範囲は、新設建物と干渉する範囲のみと考えて宜しいでしょうか。	資料3-4 地下埋設物関連資料に示す警察署、消防署中央分署の既存躯体を対象とします。
6	1-4	様式 7-18		様式集 様式7-18記載の下記電気設備工事項目の要否及び必要な場合の項目・内容についてご教授ください。 電熱設備、電力貯蔵設備、情報表示設備	様式7-18提案事業費総括表の項目は計画内容に伴い適宜追加・削除して記述してください。
7	1-4	様式 7-18 8-1		中央監視設備について、様式集 様式7-18には電気工事、8-1には機械設備工事と記載がありますが、どちらの工事すればよろしいでしょうか。	中央監視設備については、機械設備工事としてください。
8	3-3			インフラ現況図などのCADデータを受領することは可能でしょうか。	CADデータの貸出しは行っておりません。
9	3-4			敷地内において、既存建物の基礎などの地中埋設物が残地されておりますが、今回の工事で全てを撤去する必要があるでしょうか。それとも新築にあたって必要な部分のみを撤去し、残りは残置のままで宜しいでしょうか。	資料3-4 地下埋設物関連資料に示す警察署、消防署中央分署の既存躯体を対象とします。
10	3-1-1			計画敷地図において、東側及び南側の敷地内通路上に建築物の設置は不可とありますが、駐車場や駐輪場を設けることは可能でしょうか。	敷地内通路上に駐車場及び駐輪場を設けることは出来ません。
11	3-1-1			計画敷地図において、北側の敷地内通路上に建築物の設置は不可とありますが、駐車のための待機スペースとして利用することは可能でしょうか。	一時的な待機スペースとして利用することは可能です。
12				城側の松、桜は既存残置等の条件はありますでしょうか。	特にありません。

## 質 疑 回 答 書

## (4) 契約書関連資料

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	2-2 2-3	6	23条	受注者から請求した際の発注者の対応について記載が ございません。具体的に決まっておりますらお知らせ願 えますでしょうか。	第25条によります。
2	2-2 2-3	10	39条 3項	「ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時か ら10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行え ない。」とございますが、これは通常重大な過失等がなけ れば瑕疵担保期間は2年ですので不要かと存じますが 如何でしょうか。	設計業務委託契約約款によります。
3	事業 協定書		第15 条	「要求基準」の内容が設計上あるいは施工上満たされて いるかの発注者側の判断は、第7条の「第二期事業の契 約手続」までに行なわれる認識でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおり確認することし、設計完了時及 び施工完了時に判断します。
4	事業 協定書		第11 条-4	「上限契約金額が不相当となったと発注者が判断した場 合」とありますが、この場合の判断基準は契約約款第25 条に基づくものとしてよろしいでしょうか？	事業協定書第11条4によります。
5	2-1	5	14条	第14条の「関係者協議会」の構成員は、発注者と受注者 の協議により定めるとありますが、現時点での「その他の 関係者」の想定をご教示ください。	協議により定めることとなります。
6	2-1	6	16条	第16条の「設計成果の取扱い」について、価格等交渉の 不成立の場合、設計成果に含まれる受注者の特許権等 の使用を許諾する旨の規定となっておりますが、特許権 等の性質や許諾の相手方により、許諾に応じかねる場 合は、ご協議をお願いいたします。	事業協定書によります。
7	2-1		第5条	計画通知を提出するまでの業務を実施設計1とし、実施 設計2は着工後の設計者による設計意図伝達業務と捉 えれば宜しいでしょうか。仮にそうでないとすれば、実施 設計2について現時点において想定される上記以外の 設計業務並びにその具体的な業務名を挙げてお示し下 さい。	実施設計2は、工事費算出に必要な実施設計図以外の 工事費に影響を与えない施工のために必要となる実施設計 図とお考えください。
8	2-1		第7条	事業者が作成する「当初見積書等」、「改訂見積書等」 及び「最終見積書等」に含まれる見積書は官庁積算で はないと考えておりますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	2-2 2-3		第19 条1項 (1)	「図面、仕様書、現場説明書」及び「現場説明」との記載 がございませぬが、本事業につきましてはこれらの資料は ないものと考えて宜しいでしょうか。	「図面、仕様書、現場説明書」は、設計仕様書とお考えくださ い。
10	2-2 2-3		第24 条1項	「発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要 があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求でき る。」と記載がございませぬが、「特別な理由」の事例をお 示しください。	現時点で具体的に想定しているものではありません。
11	2-4-1	3	第9条 2	「成果物又は本件建築物の内容を公表すること」、「本件 建築物に受注者の実名又は変名を表示すること」はして はならない、とされておりますが、雑誌等への掲載や、講 演等での紹介、賞の応募等のため、図面等の提出(公 表)、受注者名の表示を希望する場合は、あらかじめ、 承諾又は合意をいただければ可能でしょうか。	お見込みのとおりです。



## 史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取扱いについて

## 1 概要

平成25年度に策定した基本方針に基づき、第2段階として、平成29年度の御用米曲輪北東土塁の植栽管理を次のとおり実施する。

- (1) 北東土塁上のクスノキについて、蔵跡周辺にある遺構の保護と今後のクスノキの健全な生育及び市街地との遮蔽効果の確保に配慮し、緑の専門家の指導のもと、秋以降に13本伐採する。(図1)
- (2) 残る16本のクスノキは、今回は剪定しない。
- (3) 植栽管理作業は、隣接する高等学校の教育活動や周辺住民の生活に十分配慮し、細心の注意を払い現場作業を実施する。
- (4) 隣接する高等学校に実施内容を説明するとともに、8月26日に市民を対象とした御用米曲輪北東土塁植栽管理現地説明会を実施する。

## 2 経緯

平成23年度より史跡小田原城跡御用米曲輪の史跡整備事業を継続して実施しており、御用米曲輪の北東土塁には、発掘調査により、江戸時代の土塁とそこに存在する3棟の蔵跡が確認された。しかし、そこにはクスノキが樹叢を形成しており、遺構を保護し、樹木を活かす方法が課題となっていた。

そこで、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会で「史跡と緑の共生」を目指した議論を継続して行い、平成25年度に御用米曲輪北東土塁の植栽管理の基本方針を定め、同年度11月に第1段階実施計画として8本のクスノキの伐採と強剪定を行った。(写真2)

その後、残ったクスノキは順調に枝葉を伸ばし、想定していたとおり現在の姿となった。(写真1)

平成27年度より同植栽専門部会で、第1段階実施の効果や状況とともに、遺構の保護、樹木の健全育成、市街地との遮蔽状況等を総合的に検証し、クスノキの1本1本をつぶさに確認のうえ、議論した結果、平成28年度の同植栽専門部会及び史跡小田原城跡調査・整備委員会において第2段階の実施が承認され、13本のクスノキの伐採が決まった。

## 基本方針(参考)

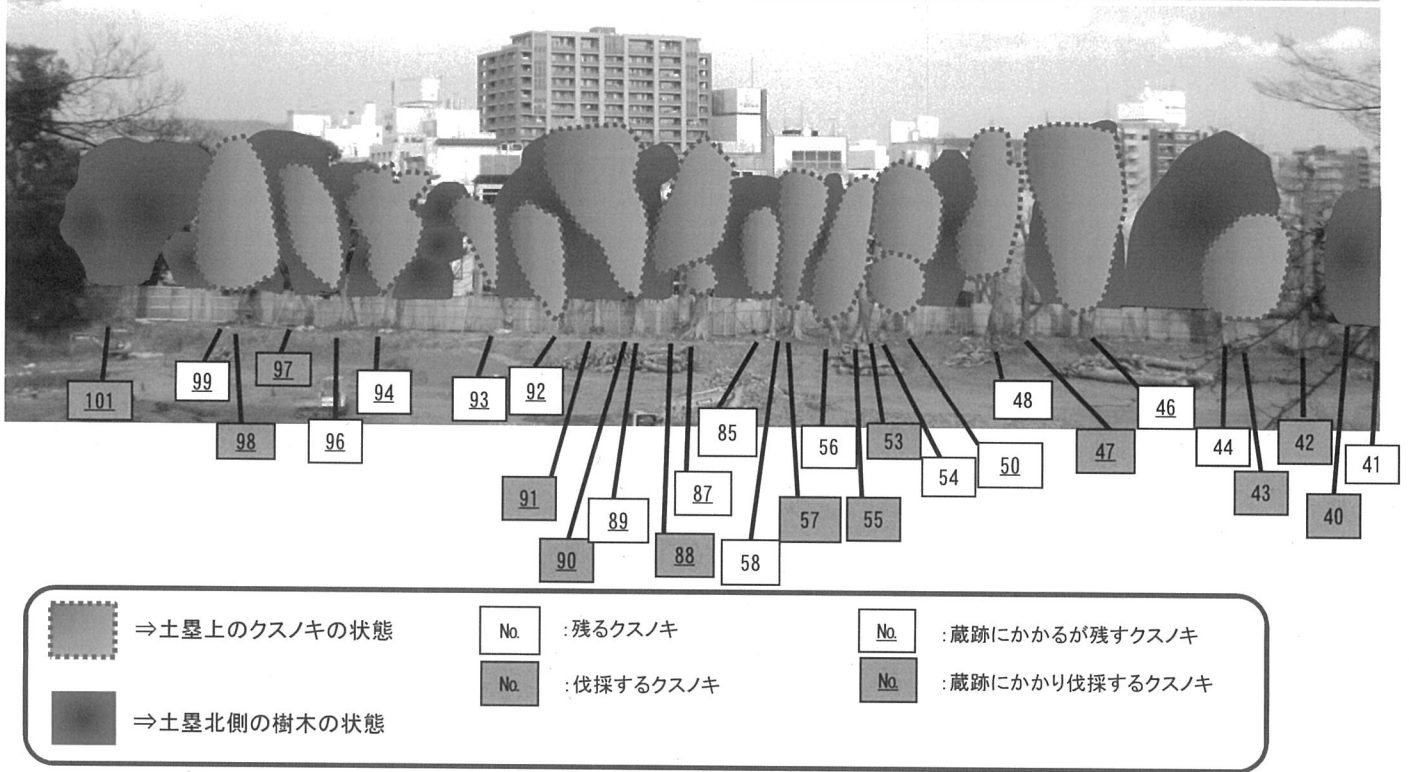
- (1) 遺構の保全を図り、北東土塁上とその周辺の植栽を健全で快適な環境となるように改善し、継続した管理を行う。
- (2) クスノキの過密な生育環境を改善するとともに、根張りなどによる蔵や土塁などの遺構への影響が軽減される状態にしていく。
- (3) 樹木群を一体的に考え、市街地に対する一定の遮蔽効果や緑の環境を整備していく。
- (4) 植栽管理を実施した5年後、10年後のイメージを想定し、植栽全体としても、史跡の遺構保全・史跡の景観としても現状より大幅に改善されるものとする。
- (5) 景観の急激な変化には一定の配慮をし、樹木群について、よりよい緑の環境に生まれ変わらせる方向性で実施し、その成果を随時検証して整備していく。
- (6) 早急に対策が必要な樹木について伐採や枝下しを行う。
- (7) 植栽管理により創り出そうとする景観のイメージの周知に努める。



# 御用米曲輪 北東土塁の景観図(想定:春~夏)

【図1】クスノキ伐採後に想定される景観

平成25年度冬季の北側法面の落葉樹の葉が落ち、最も遮蔽効果がない時点の写真に、現時点<平成29年度春季>の景観を簡易合成



【写真1】現時点の御用米曲輪の景観 平成29年度春季撮影



【写真2】平成25年度の御用米曲輪の景観 平成25年度冬季撮影





## 産婦人科医療施設整備費補助事業について

### 1 概要

平成28年9月定例会中の厚生文教常任委員会においては産婦人科医療施設整備費補助事業の遅延について、同年12月定例会中の厚生文教常任委員会においては当該事業の今後のスケジュールについて、それぞれ報告を行ったところである。

平成28年12月の時点においては、平成28年11月に事業主と工事施工業者との間で工事請負仮契約が締結されたことを踏まえ、正式な工事請負契約は平成29年3月中に締結される見込みとしており、さらには平成29年11月下旬に建設工事完了の予定であった。

しかしながら、この正式な工事請負契約に関して、事業主と工事施工業者との間での協議に時間を要したため、当初の予定から遅れ、平成29年7月25日に当該契約が締結されたものである。

### 2 直近の建設等スケジュール

日 程		内 容
平成29年度	7月25日	工事請負契約締結
	7月26日	旧社会福祉センター跡地に係る平成29年8月1日から30年間の事業用定期借地権設定契約締結（公正証書による）
	8月上旬	建設工事開始
平成30年度	6月中旬	建設工事完了予定・開業

### 3 建設地

- (1) 所在・地番 小田原市城山二丁目422番5及び427番2  
 (2) 敷地面積 1861.27㎡（公簿）

### 4 建物概要

- (1) 構造等 木造2階建て  
 (2) 延床面積 1404.41㎡  
 (3) 病床数 14床

## 5 これまでの経緯

年度	日付	内容
平成25年度	3月31日	社会福祉センター 廃止
平成26年度	11月	医師から産婦人科医院新設計画の提案を受ける
	3月2日	旧社会福祉センター解体撤去工事予算議決 (3月補正)
平成27年度	6月19日	解体撤去工事開始
	7月28日	跡地利活用に関する調整会議
	<b>9月8日</b>	<b>厚生文教常任委員会 「方向性について」報告</b>
	9月14日	産婦人科医院事業計画に係る有識者意見聴取
	12月8日	基本協定締結(市・事業主)
	1月27日	事業用定期借地権設定契約のための合意書締結 (市・事業主)
	<b>2月25日</b>	<b>厚生文教常任委員会 「貸付について」報告</b>
平成28年度	5月30日	建築設計・監理業務委託契約締結 (事業主・設計事務所)
	5月31日	解体撤去工事完了
	<b>9月8日</b>	<b>厚生文教常任委員会 「事業遅延について」報告</b>
	11月1日	工事請負仮契約締結(事業主・工事施工業者)
	<b>12月1日</b>	<b>厚生文教常任委員会 「今後のスケジュールについて」報告</b>
	2月15日	小田原市産婦人科医療施設整備費補助金の概算払 (建築設計・監理業務委託契約関連)
	3月末	実施設計完了

# 「すこやか健康コーナーおだわら」の開設について

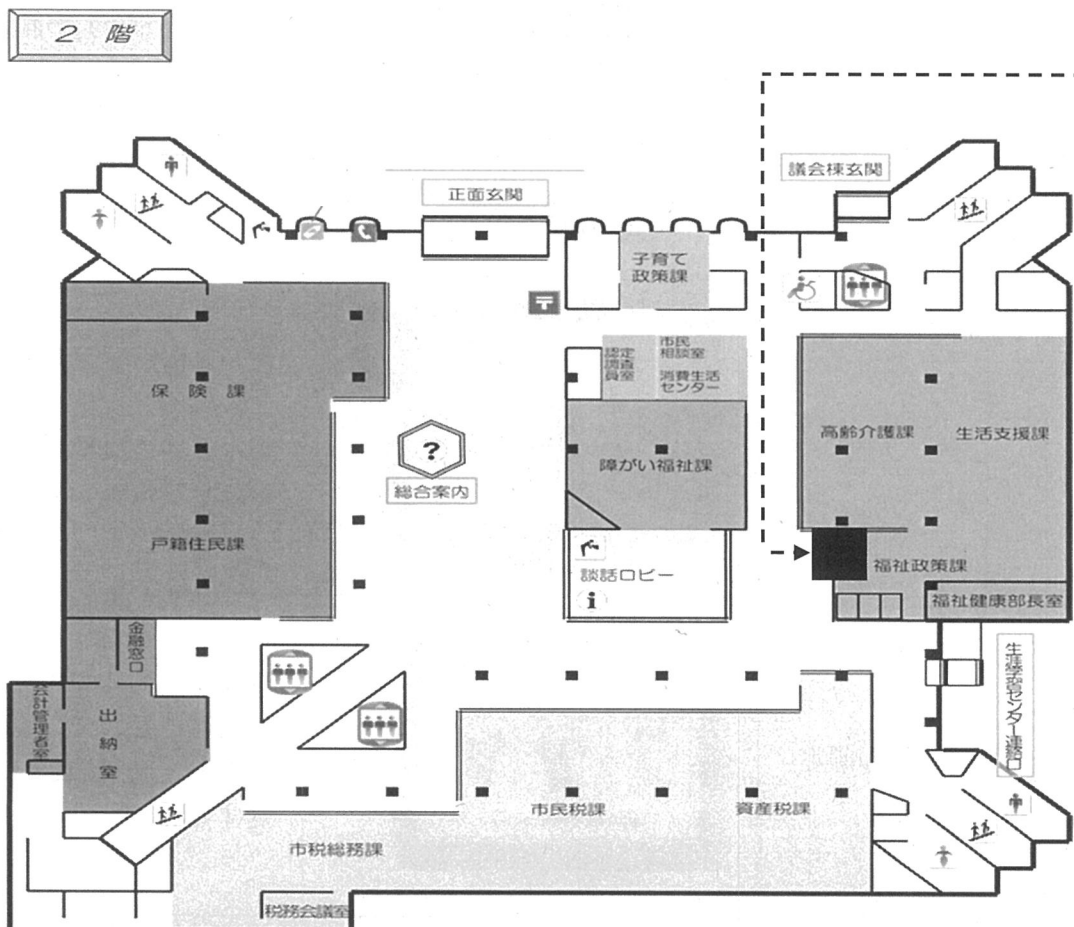
## 1 背景・目的

神奈川県は、市町村、企業及び団体等と連携し、「未病」の概念を普及するとともに、「未病を治す」取組みを進めることとしている。

本市は、県と連携し手軽に自分自身の健康状態を確認できる場を提供することで、健康について関心を持つきっかけをつくとともに、健康づくりに関する情報の提供を行い、生活習慣病の予防や改善を目的とした「すこやか健康コーナーおだわら」を開設する。

## 2 事業内容

- (1) 開設場所 本庁舎2階（下記位置図のとおり）
- (2) 開設日 平成29年8月24日（木）
- (3) 利用日時 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで
- (4) 実施内容
  - ア 測定項目 血圧測定、骨健康度測定、血管年齢測定、脳年齢測定
  - イ 健康情報の提供 掲示物、パンフレット等の設置
  - ウ 健康相談の実施 保健師・栄養士による健康相談  
(第2週目の木曜日の午前、第4週目の水曜日の午後)
  - エ 常設機種以外の測定会の開催等
- (5) スタッフ 健康づくりサポーター、職員他



### 3 事業費

1, 912千円 (財源内訳) 地方創生推進交付金 956千円  
一般財源 956千円

### 4 周知方法

自治会回覧及び民生委員児童委員協議会において説明

### 5 スケジュール

8月24日(木) 午前10時 開設セレモニー・測定会を開催  
10月 県審査会により未病センターとして認定予定

### 6 測定機器

項番	測定項目	写真イメージ
1	血圧測定	 <p>腕を肩口まで挿入し、測定する。</p>
2	骨健康度測定	 <p>手首(とう骨)が測定部位。 約40秒で骨のセルフチェックを行う。</p>
3	血管年齢測定	 <p>指先をセンサー部分に入れる。 約16秒で血管年齢を測定する。</p>
	脳年齢測定	 <p>タッチパネル上の数字を順に押していく。 約5分で脳年齢を測定する。</p>



## 教育委員会制度改革に伴う新「教育長」への移行等について

### 1 教育委員会制度改革の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が施行された。

### 2 主な改正点

#### (1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

目的	首長が直接教育長を任命することによる任命責任の明確化 教育委員会の第一義的な責任者が教育長であることを明確化 緊急時、常勤の教育長が教育委員会会議を招集
任期	【現在】4年 → 【改正後】3年
任命	【現在】首長は議会同意を得て教育委員を任命し、教育委員会が教育委員の中から教育長を任命 → 【改正後】首長は議会同意を得て教育長を任命
身分	【現在】教育長は教育委員 → 【改正後】教育委員会の構成員であるが教育委員ではない。

※ 改正法の施行時に在職する教育長は、その任期中に限り従前の例によることとされたため、本市においては、平成 29 年 10 月 1 日から新「教育長」制度へ移行する。

#### (2) 教育委員会の審議の活性化、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

活性化	新「教育長」の判断で教育委員への迅速な情報提供や会議の実現
チェック機能	教育委員の 1 / 3 以上からの会議招集の請求、教育長の事務の管理・執行状況の報告義務を規定
透明化	会議の議事録作成・公開の明文化

※ 本市においては、従来から議事録を作成し、公開している。

#### (3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

目的	首長の教育行政に果たす責任や役割を明確化
効果	首長が公の場で教育政策について議論することが可能となる。 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になる。

※ 本市においては、平成 27 年度から総合教育会議を年 2 ～ 3 回開催している。

#### (4) 教育に関する「大綱」を首長が策定

目的	地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化
----	---------------------------

※ 本市においては平成 28 年 3 月に小田原市教育大綱を策定した。

(5) その他（教育委員の任期）

改正法の施行の日から4年を経過するまでの間に任命される教育委員の任期は、委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定める。（※）

◎ 本市においては、平成28年10月に任命した森本委員の任期を1年としたことで、教育委員4人のうち毎年1人ずつ任期満了する。

委員名 開始年月 満了年月	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
和田重宏 H28.10.1 H32.9.30	●-----●				
萩原美由紀 H27.10.5 H31.10.4	●-----●				
吉田真理 H26.10.1 H30.9.30	●-----●				
森本浩司 H28.10.1 H29.9.30	●-----●				
栢沼行雄 H25.10.1 H29.9.30	●-----●				

※ 改正法附則（平成26年6月20日法律第76号）

（新たに任命される委員の任期の特例）

**第4条** 施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第4条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。